

○文部省通第一號
明治十八年一月十二日 文部卿伯爵大木喬任
書式用紙公用單紙紙質適宜
證明書

姓 年 論
名

右ハ本校傳習科第何(級期)修業中ノ生徒ニシテ既ニ就讀年
ノ課程ヲ卒タル者ナリ依テ之ヲ證明ス
年 月 日 何(府縣)立向學校長姓名印

級 任

時 事 新 報

支那ノ暴兵ハ片時モ朝鮮ノ地ニ留ム

井上特使
秉任參事院外議官補 農商務權少書記官 高橋 是清
住天城區監督部長 內務一等屬 増子 永輔
住兵庫縣警部 長 舊坂 兵七

司テズ

果上特派權大使ガ朝鮮京城ニ於テ談判ノ終局ハ果シテ如
何ナリソニ唯様々ノ風説ノミニシテ未タ確ナルモノナ知ル
ニ由ナシト雖に詰リ朝廷ニ向テハ左マテ嚴シキ咎メモナク
唯其群員ニ異議ニ際シテ政府ノ力ヨク之ヲ制止スルチ得ゼ
リシハ政府ノ不行届ナリトテ其罪ナ謝セシメ其謝罪ノ證ト
シテ僅ニ若干ノ償金ヲ取り又其外ニ公使館并ニ兵營ヲ再
スル費用アシテ其實費ノ金額ヲ拂ハシメダリトノコハ我國
ノ聞得タ所ニテ多分相違モナキ事實ナラント信ズ此傳聞
ナシレバ嘗在京城ノ支那兵ニシテ朝鮮人ハ直接ニ支那
ニ脅迫シテ又間接ニ煽動セラレテ狂愚ナ極キタル者ニ堪
キズ故ニ人情一偏ヨリ論スル如ク今回ノ事變ニ就キ其實情者教唆者
ナシモ云フ可キ程ノモノナレニ國ト國トノ交際ニ於テハ勿
シ左様ニ思參ラズ自カラ万國ノ公法ナルモノモアルコナレ
キ我大使ハ情ナ忍ナ法ナ明ニシテ朝鮮ノ護タル僅々ノ償金トヨ
節兵營ニ建築費トナ拂ハシメタルコナフシスノ加クスレ
無蓋ナム依合ヒ汝等ガ人ニ欺陵セラレ又脅迫セフレア日本
ノ公使館ニ至テ朝鮮國ニ對スル交際公法ノ理モ明ニシテ我國
威儀ヲ損セズ且ハ朝鮮ノ群民等ナシテ日本國ニ害ナ加ル
ト利害ナシル所ナ明ニ合點セシムルノ方便タル可キガ故
我輩ノ意見ニテ今度大使ガ朝鮮國ニ對スルノ處分ニ於テ
走モ圖謀スル所ナキモノナリ

ノアラゾヤ左レハ妻年我政府ヨリ償金返却ノ一事ハ朝鮮人
ガ日本へ圖シテ信ナ盡シ我レモ亦其信ナ信ケタルノ證ニシ
テ精神ニ於テハ兩國ノ交際去年ト今年ト相異ナラズ唯去年
ノ十二月六日ハ圖ラズモ支那兵ノ暴動ヨリシテ其氣焰朝鮮
人ニ及ビ支那兵ノ實情ニ和シテ京城ノ市民又ハ雜兵其ガ一
時ノ狂暴ヲ呈シ之レガタメニ大ニ寵賈ナ裝リタル「ナレ」
日本政府ハ人ノ愚ナ咎ムル「酷ナラズ」公中自カラ情
ナ酌量シテ今度ノ結局ニ至リタルハ日韓ノ交際素ヨリ厚シ
シテ双方人民ノ幸禱ト云フ可キモノナリ
日韓ノ交際ハ斯ノ如クヨナテ日支ノ交際ハ如何ス可キヤ我
輩ノ論鋒ハ專ラ此一點ニ向フセモノナリ彼ノ變乱ニ支那人ノ
脅迫煽動ニ依テ朝鮮人モ狂愚チ酷ヤタリトノ事實ハ明白ナ
レニ今コヘニ一步モ二歩モ廣リテ朝鮮人ノ狂愚ハ支那人ニ
動トテ別ノモノトシテ仮ニ之ナ許スモ在京城支那ノ陸軍將
官ガ兵卒ヲ引率シテ在京城日本ノ陸軍兵ヲ襲ヒ漫ニ砲殺シ
タル其始末ハ何トスルヤ、彼ノ陸軍兵并ニ臨時兵（在京城ノ
支那商人等ニシテ一時支那商官ノ命令ニ從テ働キタル者）
ガ兵法ニモ軍律ニモ頗着セズレ日本ノ兵隊ニ向フヨリモ
率ニ京城ノ各處ニ住居スル日本人民ノ家ヲ犯シテ物ヲ盜ミ
事ノ日ニ當リ南陽ニ於テ支那ノ海軍兵ガ日本國ノ吉松某ニ
人ヲ殺レ火ヲ放ト小兒ヲ苦シメ婦人ヲ辱カシメタル其始末
ハ何トスルヤ、一時ノ變亂騷動ハ既ニ通り過ギタル太平無
事ノ日ニ當リ南陽ニ於テ支那ノ海軍兵ガ日本國ノ吉松某ニ
誰アヤ抑モ我兵隊ガ京城ニ駐在スルハ大院君ノ亂ノ後ニ或
ハ朝鮮暴徒ノ再犯モアランカトニ掛念ヨリ由來シタルモノ
ニシテ去年來我政府ハ朝鮮ナ信スル「漸ク厚ク」既ニ償
金ヲ返却スルマニ至リタレニ尙駐在兵ヲ引カザリシハ
萬々一ノ用心ニ備ヘタルモノナリ最爾タル朝鮮ノ亂民ニ備
ルニモ尙且斯ノ如シ然ルニ今ヤ此亂民ハ拵置キ支那帝國ノ
政府ヨリ幾千ノ陸軍兵ヲ派遣シテ京城ニ屯集セシテ其兵士
ノ舉動ハ亂暴裏藉正々堂々ノ戰爭ニ從事スルヨリモ却テ白
晝ニ強盗ヲ働キ夜陰ニ人ノ家ヲ犯ス者ニシテ在朝鮮ノ日本
人民ハ財產生命ヲ保スルノ道ナシ支那ノ兵士幾千名ト云ヘ
バ日本ノ人民ハ取リモ直サズ數千名ノ盜賊又暴狂人ニ取圍
マレテ片時モ安心スルナ得ザルモノナリ此一段ニ至テハ我
ラズ何ハ拵量キ我國民ノ生命ト財產トヲ保護スルヨシ急要
ナレ左レハ今コレヲ保護スルノ法ナ案スルニ朝鮮ニ在ル日
本人ハ早々察産ヲ取片付ケ此盜賊狂人ヲ避ケテ安全ナル故
ニ而フン歟、左トトハ餘リ慮病ナルガ如シ然ラバ則ナ我
レヨリ是ヲ此盜賊狂人ナ其巢窟ヨリ驅リテ之ヲ放逐シテ
本人ハ早々察産ヲ取片付ケ此盜賊狂人ヲ避ケテ安全ナル故
ニ而フン歟、左トトハ餘リ慮病ナルガ如シ然ラバ則ナ我
レバ全ク無用ノ事ナリ謂々日本人ハ既ニ暴兵ノタノム是レトアモ
實ハ唯支那兵一偏ルノヨシシテ若シモ斯ル暴兵ナヘ在ラ
バ公使館護衛ノ兵員ヲモ從前ニ倍シテ在京城ノ我官民ヲ護
ルニ餘アル程ニ用意シタルナラントハ思ヘドモ是レトアモ
實大不敵ナ被リ尙今日ヘ其暴兵ノ暴擊ニ備ルニ忙ハシ、實

以テ心外ノ至ト申ス可キ次第ナリ或テハ今ヨリ後我政府ハ
何レ支那改政ニ對シテ嚴重ナル談判ヲ開キ必ズ満足ヲ得ベ
キハ疑モナ所ナレ此其談判中ニモ朝鮮駐在ノ支那兵ヲバ
片時モ其地ニ留メザルヤウ臨時ノ照會ヲ爲シ聽カザレバ我
レヨリ逃テ断然タル處分アラソト莫望ニ堪ヘズ市ニ狂犬ア
レモ尙且コレヲ逐フテ之ヲ殺ス况ヤ滿城我千レ狂兵正ニ砲
味セリ之ヲ逐ハザル可ラザルナ

○井上大使の一^行 在馬關通信局特發電報

一月十五日午前十時馬關發

井上大使ノ一行ハ明後日頃當港ヲ出航シ大使丈ケハ舊ク
神戸ニ留マリ他ノ人々ハ直ニ上京ス

高島中將樺山少將ハ仁川ヨリ上海ニ廻ハリタルニ付今日
未ナフアハ歸ニ來ルマラ

○井上大使の^在 在 井上大使が一昨朝馬關まで歸着のまゝ
急に歸京に途ス上らず又聯合に由リ明日頃馬關を出立して
も再び神戸ニ滞在すべしともいひて兎角歸京の運々たるそ
全く在上海高島樺山兩將は歸國を待合とする爲めありとの
風説あれども如何ニヤ

○近江丸神戸に着、神戸特發電報

十五日午後三時四十五分神戸通信局特發電

近江丸今朝八時當港ニ着ス朝鮮國京城駐仕英國總領事
すとん氏同船ニテ着港、氏ハ胃病ニ罹リ其療治ノ爲メ來
リタリト近江丸ハ今夜當港ニ着レ再ビ馬關ニ赴キ大使
ヲ迎フ大使ハ舊ク當地ニ滞在スル由

○京城の日本兵 京城に日本公使館より近顧外務省記官が
在勤して公使の事務を代理し其衛兵にて小倉分營にて士
隊と義よ派出せし仙台鎮臺一中隊とを附け置かれ他は悉
進等ハ諸艦ハ大概明日か明後日頃までニ仁川を引拂ひ歸國
する都合なりといふ

○相模丸馬關着 馬關特發電報

昨十五日午後四時四十分在馬關通信局特發電

相模丸今日午後三時馬關ニ着ス然本城台兵一大隊回船
ヲ歸ル

○朝鮮との新條約 在馬關通信局特發電報

一月十五日午前十一時馬關發

今回朝鮮國トノ約束左ノ如シ

朝鮮政府ヨリ謝罪狀ヲ出ス事

死者負傷者ノ爲メニ償金ヲ出ス事

礮林大尉ヲ殺シタル者ヲ刑スル事

日本公使館ヲ京城ニ新築セシムル事

京城ノ日本兵營ヲ築セシムル事

○償金及ビ兩將 在馬關通信局特發電報

一月十四日午後四時零五分馬關發

井上大使、竹橋公使、井上參事院議官ニ唯今面會シタリ
朝鮮ヨリ償金及ビ公使館建築費シテ十三萬圓受取ル
ニテ該判詞「タリ」高島樺山ノ兩將ハ馬關ニ歸フズ仁
ヨリ直クニ上海ヘ赴ケタリ

○高島樺山ノ兩將、上海電報

一月十五日午前八時四十分上海發

○熊本發 したる電報に天
○長崎發 電報に天
○日通 らせたり
○春日經 節として
○通信社 多分徐
○朝鮮國 え親輸に
○謝罪狀 第十二
○十三五 月六日
○三伯公 かれ財を
○本公使 議へ退出
○三伯公 伯は參
○上海 臨時の会
○上海 伯の談判
○佛 あるがへ
○佛 事變の
○各國 の談判
○各國 あるがへ
○日本 會合あ
○日本 たる事變
○日本 本を是
○日本 當とも
○日本 論なく
○日本 公使の
○吳大付天津
○馬場 付天津
○馬場 地在留
○馬場 からず
○馬場 しが今
○馬場 く前み
○馬場 見も